

令和7年度愛媛県犯罪被害者等支援推進会議 次第

〔日時：令和8年1月26日(月)14:00～15:30〕
〔場所：愛媛県自治会館2階会議室〕

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委員紹介
- 4 議題
 - (1) 会長、副会長の選出について
 - (2) 愛媛県多機関連携支援調整会議の設置について
 - (3) 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針に基づく取組状況について
 - (4) 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂について
- 5 意見交換
- 6 閉 会

資料 1

会長、副会長の選出について

○愛媛県犯罪被害者等支援推進会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県犯罪被害者等支援条例（令和5年愛媛県条例第7号）第12条第6項の規定に基づき、愛媛県犯罪被害者等支援推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、再任されることができる。

2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

3 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することがある。

(会長及び副会長)

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、県民環境部県民生活局県民生活課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

資料 2

愛媛県多機関連携支援調整会議の設置について

愛媛県における 多機関連携支援調整会議の設置 について



犯罪被害者等支援シンボル
マーク「ギュッとちゃん」

犯罪被害者等支援の取組み

S49年8月 三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者約380人）

- | | | |
|---------|---|--|
| S55年5月 | 国 | 犯罪被害者等給付金支給法制定 |
| H10年5月 | 民 | 全国被害者支援ネットワーク設立 |
| H16年12月 | 国 | 犯罪被害者等基本法制定（H17年4月施行） |
| H17年12月 | 国 | 犯罪被害者等基本計画策定 |
| H25年3月 | 県 | 愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例制定（H25年4月施行） |
| H26年9月 | 民 | 公益社団法人被害者支援センターえひめ設立（県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体）
※H13任意団体として電話相談開始 |
| R5年3月 | 県 | 愛媛県犯罪被害者等支援条例制定（R5年4月施行） |
| R5年4月 | 県 | 愛媛県犯罪被害者等支援金制度創設 |
| R5年6月 | 国 | 「犯罪被害者等施策の一層の推進について」決定 |
| R5年10月 | 国 | 警察庁組織の体制強化「犯罪被害者支援室」→「犯罪被害者等施策推進課」 |
| R6年4月 | 国 | 有識者検討会「地方における途切れない支援の提供体制の強化」提言 |
| R6年3月 | 県 | 愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針策定 |

「地方における途切れない支援の提供体制の強化」として、
「愛媛県多機関連携支援調整会議」設置(R8.4)に向けて準備中

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ (概要)

開催経過・構成員

(開催経過)
令和5年9月(第1回)～令和6年4月(第8回)

(有識者) ※ 敬称略・五十音順。◎:座長
◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授
太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
武 るり子 犯罪被害者遺族
野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授
前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授
和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(関係府省庁) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省
法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局) 警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施
・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進
多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進
生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一的に把握
ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

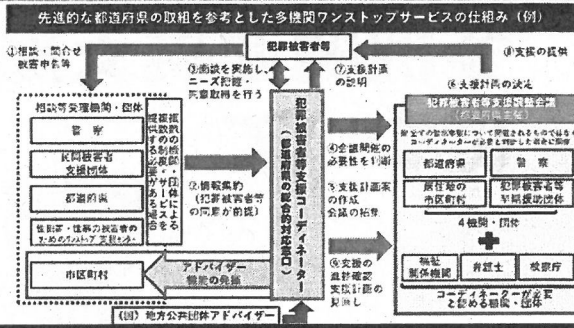
【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援
初期から中長期にわたる支援

【その他の関係機関・団体】

(共通)
・多機関ワンストップサービスに参画
・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

- 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化
 条例制定・計画策定の促進
 → 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の情報提供の充実
- 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化
 → 方策：連携強化等に関する好事例、先進的取組の紹介
- 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現
 多機関ワンストップサービスの在り方 (右図参照)
 機関内ワンストップサービスの在り方
 → 方策：地方公共団体職員向け研修の実施、研修素材の提供
 コーディネーター向け専門的研修の実施
 地方公共団体アドバイザーの配置・運用
 専門的知見・ノウハウの活用
 手引きの作成・提供
 ワンストップサービス実現のための援助の検討



第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

- 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化
 既存の各種制度・サービスの活用
 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化
 → 方策：提供する機関・団体間の連携強化、制度・サービスの継続的な周知
 特化制度・サービスの導入検討に資する情報の集約・提供

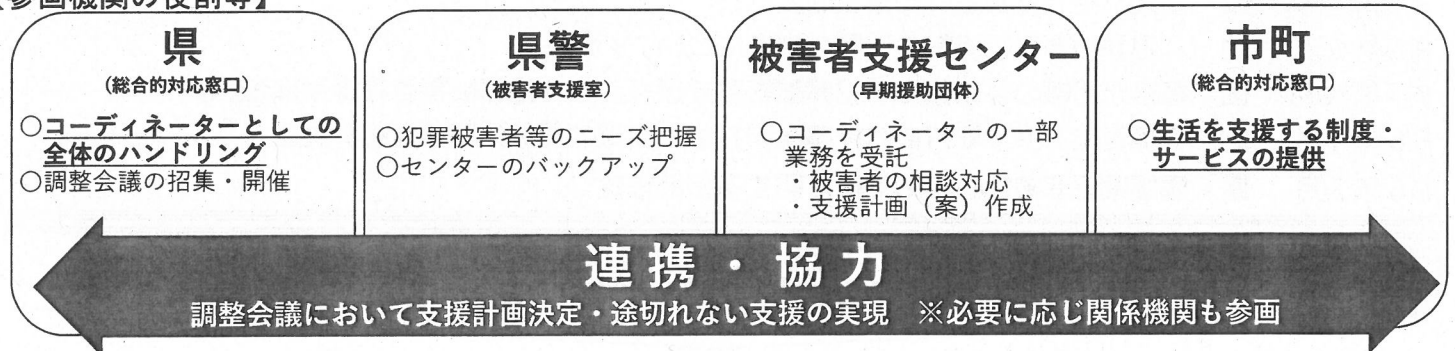
- 犯罪被害者等支援におけるDX推進
 犯罪被害者等の負担軽減・支援者の利便性向上
 → 方策：犯罪被害者給付制度の裁定申請等手続のオンライン化
 犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実
 オンライン面接等の活用
 支援者向けのポータルサイトの開設
 支援者向け研修におけるオンラインの活用

出典：警察庁

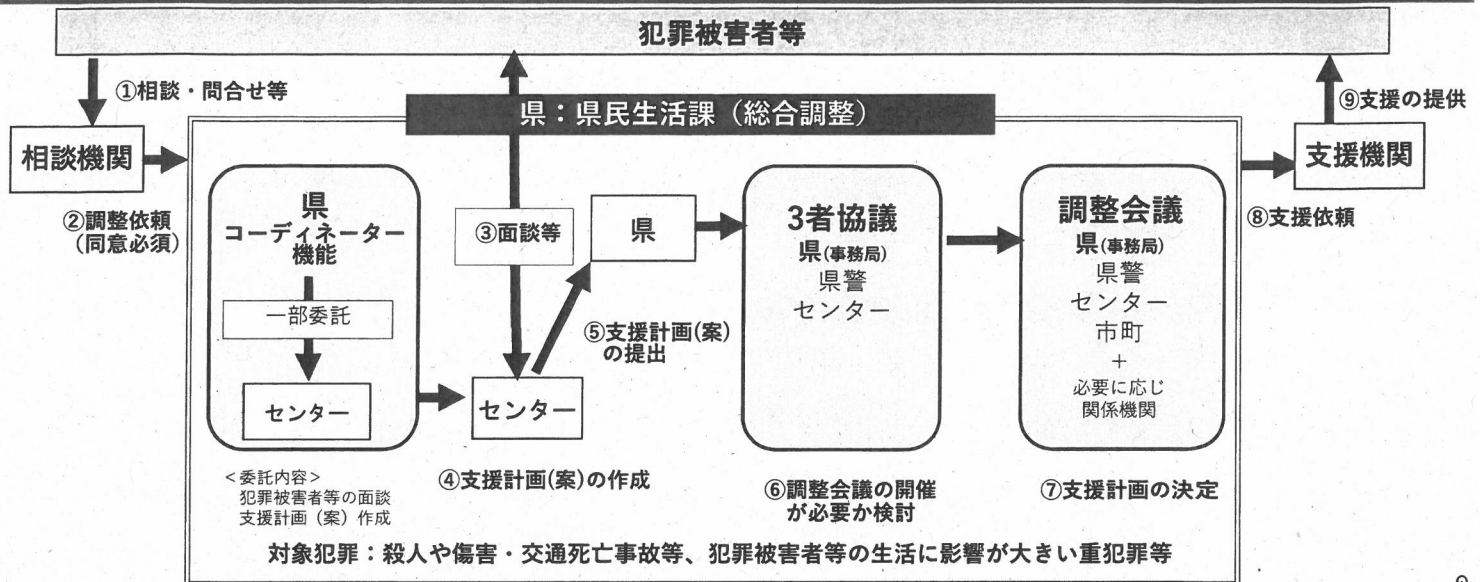
多機関連携支援調整会議について

- 目的 犯罪被害者等の多機関にわたる多様な支援のニーズの一元的な提供を図り、支援体制の連携・強化、途切れない支援の提供を行っていく。
- 構成 県(県民生活課)、県警、被害者支援センターえひめ(センター)、市町、その他支援機関等
- 運用開始 令和8年4月(予定)
- 会議内容 県が支援先を調整するコーディネーターとして調整会議を開催し、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画を作成する等、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援について協議を行う。

【参画機関の役割等】



多機関連携支援調整会議の流れ



<多機関連携支援調整会議による効果>

①犯罪被害者等の負担軽減 ②支援内容の充実

これまでは、犯罪被害者等が各相談機関に問い合わせるなど直接対応していた場合もあったが、多機関が協議を行う調整会議で支援計画を作成することにより、犯罪被害者等の手を煩わせることなく、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が提供される。

R6県内の犯罪状況

○刑法犯認知件数 6,937件

支援調整会議対象 (想定罪種別)	
殺人	8
強盗	3
傷害	183
不同意性交等	35
不同意わいせつ	40
略取誘拐等	7
合計	276

○交通事故発生件数 2,074件

支援調整会議対象 (想定種類別)	
交通死亡事故	49
危険運転致死傷	5
重傷事故※ (全治3か月以上)	444
合計	498

※全治3か月以上の傷害を負った交通事故は統計がないため、統計のある重傷事故(全治30日以上)で計上

資料 3

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針
に基づく取組状況について

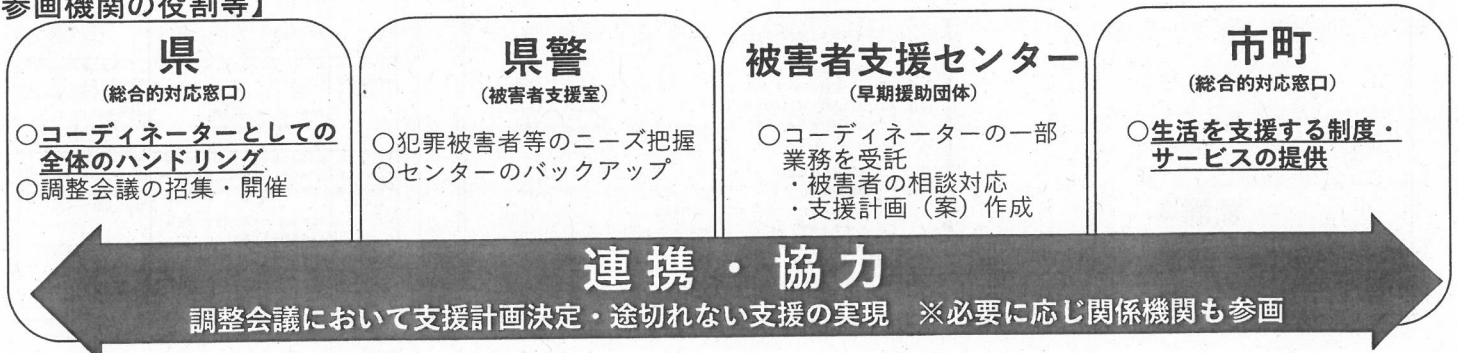
R7 県民生活課の新たな取組み

○重点施策 1 総合的な支援体制の整備 1 推進体制の整備 (第10条)

・多機関連携支援調整会議の設置に向けた体制作り

- 目的 犯罪被害者等の多機関にわたる多様な支援のニーズの一元的な提供を図り、支援体制の連携・強化、途切れない支援の提供を行っていく。
- 構成 県(県民生活課)、県警、被害者支援センターえひめ(センター)、市町、その他支援機関等
- 運用開始 令和8年4月(予定)
- 会議内容 県が支援先を調整するコーディネーターとして調整会議を開催し、個々の犯罪被害者等のニーズに応じた支援計画を作成する等、犯罪被害者等に寄り添った適切な支援について協議を行う。

【参画機関の役割等】



○重点施策1 総合的な支援体制の整備 2人材の育成（第24条）

・研修会等の開催や参加

月	研修会等名	実施者	受講者
4月	犯罪被害者等支援担当者研修会	県	市町
5月	都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議	国	県
6月	【新】コーディネーター研修（春期）	国	県
7月	全国犯罪被害者等支援実務者会議	国	県、市町
9月	犯罪被害者等支援金制度担当者会 犯罪被害者支援連絡協議会・定例会	県警	市町 関係機関
11月	【新】犯罪被害者等支援に係る関係機関向け研修会	国・県	関係機関
12月	犯罪被害者等支援地域別研修会 【新】コーディネーター研修（冬期）	県 国	関係機関 県
2月	【新】多機関連携支援調整会議に係る関係機関向け研修会	県	関係機関

○重点施策2 相談・情報提供の実施 1相談、情報提供等（第14条）

・支援メニューリストの作成、県HPで公開

県・県警・公益社団法人被害者支援センターえひめ・県内全市町で作成

<p style="text-align: center;">犯罪被害者等支援 メニューリスト</p> <p>関係機関の支援メニュー・対応窓口</p> <p style="text-align: center;">愛媛県</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>Ⅱ</p> <p>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口 1</p> <p>2 DV相談 1</p> <p>3 性被害・性暴力被害に関する各種相談 1</p> <p>4 ネット上の誹謗中傷等に関する無料弁護士相談 1</p> <p>5 入籍相談 1</p> <p>6 交通事故当事者等のための交通事故処理 2</p> <p>7 のちのち被害者に関する相談 2</p> <p>8 相談・サービスに関するほか、各県庁舎に関する相談 2</p> <p>9 国等機関等からの受付けに関する相談 2</p> <p>10 被害者支援に関する相談 2</p> <p>11 犯罪被害者等支援センター 3</p> <p>12 県庁舎への入居 3</p> <p>13 自動車事故の無料弁護士 3</p> <p>14 事故の損害賠償 3</p> <p>15 生活保護 4-5</p> <p>16 生活困窮者に対する支援 6-7</p> <p>17 生活困窮者に対する支援 6-10</p> <p>Ⅲ</p> <p>1 犯罪被害者等支援相談 11-11</p> <p>2 警察安全相談 11</p> <p>3 ストリーカー相談、DV等の被害に関する相談 11</p> <p>4 被害者支援に関する相談 11</p> <p>5 性暴力被害に関する相談 11</p> <p>犯罪被害者等早期援助センター</p> <p>1 犯罪被害者等に関する各種支援相談 12</p>	<p style="text-align: center;">支援メニューリスト（県）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>対象・サービスの内容</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口</td> <td>犯罪被害者等からの相談や、必要に応じて、相談員が対応します。また、相談員により、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。</td> <td>犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2336</td> </tr> <tr> <td>2 DV相談</td> <td>犯罪被害者等からの相談に、必要に応じて、相談員が対応します。 【相談時間】 平日 8:30～16:30 火～金曜日 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～16:30 【休診時間】 月曜日、第2土曜日、第3土曜日</td> <td>犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-926-1644 【男性相談専用】 089-926-1653</td> </tr> <tr> <td>3 性被害・性暴力被害に関する各種相談</td> <td>相談員は、女性のサポート、心理的支援、法的支援を行います。 【相談時間】 平日 24時間 【男性相談】 平日、第4土曜日、13時から16時（予約制です）</td> <td>女性の被害者支援センター（このこと） #8891（NTTコミュニケーションズ） #AC120-8891-77 【男性相談専用】 089-909-8832</td> </tr> <tr> <td>4 ネット上の誹謗中傷等に関する無料弁護士相談</td> <td>SNS等インターネット上の誹謗中傷や、被害者等からの相談に、必要に応じて、弁護士が対応します。また、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。</td> <td>犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2457</td> </tr> <tr> <td>5 交通事故当事者等のための交通事故処理</td> <td>交通事故で発生する被害者等からの相談に、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。</td> <td>犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-941-8037</td> </tr> </tbody> </table>	相談内容	対象・サービスの内容	窓口	1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	犯罪被害者等からの相談や、必要に応じて、相談員が対応します。また、相談員により、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2336	2 DV相談	犯罪被害者等からの相談に、必要に応じて、相談員が対応します。 【相談時間】 平日 8:30～16:30 火～金曜日 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～16:30 【休診時間】 月曜日、第2土曜日、第3土曜日	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-926-1644 【男性相談専用】 089-926-1653	3 性被害・性暴力被害に関する各種相談	相談員は、女性のサポート、心理的支援、法的支援を行います。 【相談時間】 平日 24時間 【男性相談】 平日、第4土曜日、13時から16時（予約制です）	女性の被害者支援センター（このこと） #8891（NTTコミュニケーションズ） #AC120-8891-77 【男性相談専用】 089-909-8832	4 ネット上の誹謗中傷等に関する無料弁護士相談	SNS等インターネット上の誹謗中傷や、被害者等からの相談に、必要に応じて、弁護士が対応します。また、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2457	5 交通事故当事者等のための交通事故処理	交通事故で発生する被害者等からの相談に、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-941-8037
相談内容	対象・サービスの内容	窓口																		
1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	犯罪被害者等からの相談や、必要に応じて、相談員が対応します。また、相談員により、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2336																		
2 DV相談	犯罪被害者等からの相談に、必要に応じて、相談員が対応します。 【相談時間】 平日 8:30～16:30 火～金曜日 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～16:30 【休診時間】 月曜日、第2土曜日、第3土曜日	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-926-1644 【男性相談専用】 089-926-1653																		
3 性被害・性暴力被害に関する各種相談	相談員は、女性のサポート、心理的支援、法的支援を行います。 【相談時間】 平日 24時間 【男性相談】 平日、第4土曜日、13時から16時（予約制です）	女性の被害者支援センター（このこと） #8891（NTTコミュニケーションズ） #AC120-8891-77 【男性相談専用】 089-909-8832																		
4 ネット上の誹謗中傷等に関する無料弁護士相談	SNS等インターネット上の誹謗中傷や、被害者等からの相談に、必要に応じて、弁護士が対応します。また、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-922-2457																		
5 交通事故当事者等のための交通事故処理	交通事故で発生する被害者等からの相談に、必要に応じて、関係機関等へ連絡を行います。	犯罪被害者支援センター（このこと） 県庁本庁4階 089-941-8037																		

○重点施策2 相談・情報提供の実施 1 相談、情報提供等 (第14条)

・県HPの充実による、情報入手のアクセス向上

チャンネル

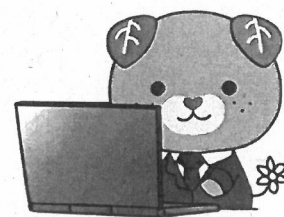
ギョっとCH ～犯罪被害者・支援者向けポータルサイト～

- ・ 犯罪被害にあわれた方・支援者のためのポータルサイト (令和7年6月20日開設)
- ・ 犯罪被害者等に対する支援制度や相談窓口についての集約した情報等を掲載。

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html>



愛媛県のHPに関連サイトのリンクを貼付する等、
犯罪被害に遭われた方や支援者のアクセス向上を図る



○重点施策3 早期回復・生活再建に向けた支援 2 経済的負担の軽減 (第16条)

・ 支援金のリーフレット作成

その他の相談窓口のご案内

県や市町の総合的対応窓口に加え、以下の相談窓口もご利用いただけます。

各県相談用電話(総務課専用)

警察相談電話

☎ #9110 または 089-931-9110

性犯罪被害相談電話

☎ #8103 または 0120-282-114

民間支援団体による相談窓口

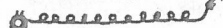
公益社団法人被害者支援センターえひめ

☎ 089-905-0150

えひめ性暴力被害者支援センター(ひめここ)

☎ #8891 [NTTUから電話からは 0120-8891-77]

まずは話してみませんか?



県・市町 総合的対応窓口 (支援金の申請窓口)

県	名称	担当課	電話番号
愛媛県	県民生活課	県民生活課	089-912-2336
各市町	名称	担当課	電話番号
松山市	市民生活課	市民生活課	089-948-6447
今治市	防災危機管理課	防災危機管理課	0898-36-1558
宇和島市	総務課	総務課	0895-49-7005
八幡浜市	総務課	総務課	0894-22-5988
新居浜市	危機管理課	危機管理課	0897-65-1282
西条市	危機管理課	危機管理課	0897-52-1360
大洲市	危機管理課	危機管理課	0893-24-1742
伊予市	福祉課	福祉課	089-982-7930
四国中央市	地域振興課 市民生活支援課	地域振興課	0896-28-6143
西予市	人権啓発課	人権啓発課	0894-62-6492
東温市	社会福祉課	社会福祉課	089-964-4406
上島町	総務課	総務課	0897-77-2500
久万高根町	総務課	総務課	0892-21-1111
松前町	危機管理課	危機管理課	089-989-5103
砥部町	地域振興課	地域振興課	089-962-7250
内子町	総務課	総務課	0893-44-6150
伊方町	総務課	総務課	0894-38-2655
松野町	町民課	町民課	0895-42-1113
鬼北町	総務財政課	総務財政課	0895-45-1111
愛南町	総務課	総務課	0895-72-1211

愛媛県犯罪被害者等
支援金制度のご案内

愛媛県では、県と市町が連携し、
犯罪被害にあわれた方や
そのご遺族に
経済的支援を行っています



支援金の給付等には、一定の要件があります。

原則として、以下の共通要件を満たす方が対象です。

- ◎ 故意の犯罪による生命・身体の被害であること
- ◎ 被害を受けた時点で県内に住民登録があること
- ◎ 警察に被害届が受理されていること

※加害者と被害関係がある場合や、犯罪行為を誘発したと判断される場合などは、対象外となります。

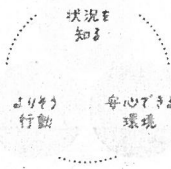
愛媛県犯罪被害者等支援金事業運営委員会

○重点施策3 早期回復・生活再建に向けた支援 6雇用の安定（第20条）

- ・愛媛労働局との連携
- ・愛媛県中小企業団体中央会へのリーフレット配付

事業者だから、
できることがあります。

誰しも犯罪にあり可能性があります。もし、被害にあったのが従業員や従業員の家族だったら、何気ない日々を取り戻すことが容易ではないことが想像できます。従業員が働き続けることができるように、事業者だからできることを平時から意識することをはじめましょう。そして、「行動」を励まし、「環境」を整えることで、ともに働く仲間を支えましょう。



ともにたがく仲間によりよい
ここにエールを。

相談窓口リスト

愛媛県
犯罪被害者等のための総合的対応窓口
県民生活課
連絡先：089-912-2336

県内20市町
犯罪被害者等のための総合的対応窓口
警察犯罪被害者支援センター
連絡先：#9110または089-931-9110

愛媛県警察
警察犯罪被害者支援センター
連絡先：#8103または0120-282-114

公益社団法人愛媛県労働センター
連絡先：089-905-0150

えひめ性被害者支援センター
「ひめここ」(性暴力相談)
連絡先：#8891または0120-8891-77

愛媛県犯罪被害者等支援金制度

犯罪被害者等支援金制度は、犯罪被害者等に対する経済的支援を行うための制度です。申請には、被害者等支援金申請書、被害届、診断書、領収書等の提出が必要です。詳しくは、愛媛県のホームページでもお知らせしています。

犯罪被害者等支援金制度の申請について
犯罪被害者等支援金制度の申請書

事業者の皆様へ
犯罪被害にあわれた従業員の方への理解と支援について

よりそう行動と
安心してできる
環境づくりを。

愛媛県

○重点施策4 県民の理解の増進 2学校における教育（第23条）

- ・教育委員会との連携
- ・小中学生対象のチラシ作成
- ・大学構内におけるポスター掲示

小学生対象

**あれれ？
こんなとき、どうする？**

もし、犯罪被害にあわれたら、あなただけで悩まず、周囲の人に助けを求めよう。犯罪被害にあわれたら、周囲の人に助けを求めよう。犯罪被害にあわれたら、周囲の人に助けを求めよう。

犯罪被害者等支援センター

相手によりそう気持ちで大切に関わりを持ちましょう

～こんなとき、どうするの例～

犯罪被害者等支援センター

中学生対象

**誰だって
誰かの味方になれる**

犯罪被害者等支援センター

犯罪被害者等の状況や気持ちを理解して、よりそう行動に心がけて

犯罪被害者等支援センター

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4～R7.11末)	課題等	所管
1. 推進体制の整備 (第10条)		1	○愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置 犯罪被害者等の支援施策を計画的に推進するため、犯罪被害者等家族や有識者等で構成する愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を設置。	・愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を令和5年度に設置し、令和7年度は1月に同会議を開催予定。	指針の着実な推進。	県民環境部
		2	○総合的対応窓口の運用 犯罪により生じた生活上の困りごとに対して、関係部署や関係機関・団体に関する情報提供を行うなど、総合的対応窓口(県、20市町に設置)の充実を図る。	・相談対応実績12件(うち支援金相談11件)(県分のみ) (対面相談3件、電話相談9件)	・継続的な相談窓口の周知と適切な運用。	県民環境部
		3	○「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実 情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を行うため、「被害者支援ノート」の作成と運用方法を検討。	・被害者支援ノート「こもれび」を、県警や(公社)被害者支援センター等の相談窓口 に配備し、必要に応じて活用。	・対象者への周知。	県民環境部
		4	○愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会の設置 関係機関が緊密な連携と相互協力を図り、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的として、情報交換や広報啓発活動等を行う。	・関係機関と連携し、犯罪被害者等のニーズに応じた各種の支援活動を途切れることなく行うため、愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会(定例会)を1回開催。(R7.9.11開催、67機関・団体)	・定例会及び臨時会等の性格に応じた効果的な議題の検討。	警察本部
		5	○犯罪被害者支援班員の運用 専門的な支援が必要とされる事案に対し、警察署等で指定された班員が継続的な支援を実施。	・各警察署等において、犯罪被害者等支援要員として資質を有する職員を指名し、対象事案の犯罪被害者等に対して適切な支援を実施した。	・所掌事務と犯罪被害者等支援業務の両立。	警察本部
① 総合的な支援体制の整備	2. 人材の育成 (第24条)	6	○市町担当者、支援従事者等への研修会の開催 市町担当者等を対象とした研修会を実施するほか、(公社)被害者支援センターえひめが行う研修会に、犯罪被害者支援室職員を講師として派遣。	[県民環境部、警察本部] ・市町や福祉関係者等を対象とした研修会(犯罪被害者等支援研修)を3回開催。 12/2開催:54名参加、12/16開催:21名参加 12/19開催:28名参加 [県民環境部] ・警察庁が新たに開催する研修会への参加や、警察庁と連携した新たな研修会を開催 ・(公社)被害者支援センターえひめが行う研修会に、県職員を講師として派遣。 (8/3開催:ボランティア養成講座) ・(公社)被害者支援センターえひめへの業務委託により臨床心理士や養護教諭を目指す大学生等を対象に支援人材育成講座を開催。	・実務に則した実効性のある内容とするため、担当者の疑問点等の把握と研修内容(受講者を広げるような研修内容、ニーズ)の工夫。	県民環境部 警察本部
		7	○警察職員の採用時、昇任時等における犯罪被害者等支援に関する教養の実施 警察学校における教養及び警察職員に対する研修等において犯罪被害者等支援に関する知識を深める。	・採用時、昇任時、異動時など、各機会に応じて計画的に指導教養を実施した。	・全ての職員を対象とした教養機会の拡充。	警察本部
3. 民間支援団体に対する支援 (第25条)		8	○住民税の税額控除 (公社)被害者支援センターえひめに対して行った寄付金については、個人住民税の税額控除を受けられる。	・寄付実績12件 (氏名と金額は非公表)	—	総務部
		9	○(公社)被害者支援センターえひめへの支援 (公社)被害者支援センターえひめの継続的な活動を支援するため、安定的な財政基盤を確立する必要があることから、予算措置を講じる。	・(公社)被害者支援センターえひめの継続的な活動を支援するため、同団体が行う相談活動、広報啓発活動、直接支援活動及び活動基盤強化の各事業について予算措置を講じた。	・社会情勢等の変化に応じた適切な予算獲得。 ・恒久的な財政基盤の開拓。(寄付型自販機の新設、賛助会員の確保等)	警察本部
		10	○(公社)被害者支援センターえひめが行う研修等への支援 (公社)被害者支援センターえひめが行う各種研修に犯罪被害者支援室員を講師として派遣。	・(公社)被害者支援センターえひめが行う講座に、犯罪被害者支援室員を派遣。 (10/25開催:被害者支援を考える・学ぶ講座)	・受講対象者の能力等の把握及び実効性ある教養内容の検討。	警察本部
		11	○(公社)被害者支援センターえひめに関する広報啓発活動の支援 各種広報媒体やイベントを通じて、(公社)被害者支援センターえひめに関する広報啓発活動を行う。	・県警主催のイベントや各種広報活動の中で(公社)被害者支援センターえひめの活動を周知するための広報も併せて実施したほか、県警ホームページに、同センターの相談窓口や活動内容を掲載し周知に努めた。 (全8回:県警音楽隊プロムナードコンサートにてミニ講話及びチラシ配布、11/1～12/1:犯罪被害者月間にあわせたチラシ配布、パネル展開催等、ほか)	・効果的な広報手段の精査及び、民間団体等と連携した広報活動の計画。	警察本部
1. 相談、情報の提供等 (第14条)		12	○総合的対応窓口の強化 被害者の方が必要としている保健医療や福祉サービスに繋ぐ等、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う総合的対応窓口(県、20市町に設置)の強化に努める。	・県が作成した啓発物にて総合的対応窓口を掲載するとともに、研修会等で総合的対応窓口を説明するほか、総合的対応窓口の役割等をオンラインで受講し適切な支援を行えるよう、総合的対応窓口の強化に努めた。 ・(公社)被害者支援センターえひめ、県の総合的対応窓口と一体となって関係機関との調整を進める「支援コーディネーター」を配置。	・効果的で継続的な広報。	県民環境部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4～R7.11末)	課題等	所管
② 相談、情報の提供等	1. 相談、情報の提供等 (第14条)	13	○被害者の状況に応じた相談機能の充実 交通事故相談所や性暴力被害相談電話を設置するなど、犯罪被害者等のニーズに応じた相談窓口を設置。	[企画振興部] ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「ひめここ」を設置し、相談を受けたものについては適切に記録し、支援が必要なものについては、相談者の希望を踏まえ、関係機関に確実に連携を実施した。 ・えひめ性暴力被害者支援センター連携機関会議を開催し、関係機関との連携を図った。 [県民環境部] ・交通事故相談所を設置し、交通事故当事者やその家族から損害賠償問題等の相談に応じその解決についての指導・助言に当たったことで、交通事故被害者等の経済的・精神的負担を軽減した。 [警察本部] ・性犯罪被害相談電話(フリーダイヤル)を設置し24時間対応可能な電話相談体制を確立し、性犯罪被害者の利便性の向上及び被害の潜在化防止を図った。 ・その他各種相談は警察相談専用電話及び各署等において面接及び電話にて対応した。	[県民環境部] ・交通事故被害者等への効果的な広報・周知。	企画振興部 県民環境部 警察本部
		14	○各種相談窓口における相談対応 相談窓口及び支援施策など必要な情報提供に努める。	・県ホームページや啓発物で各種相談窓口を掲載するとともに、研修会等で支援施策を説明し、情報提供に努めた。 [企画振興部] (女性に対する暴力をなくす運動期間にあわせてDV・性暴力被害防止の啓発活動をR7. 11に実施) [県警本部] 大学生に対する被害者支援及び被害防止対策等に関する情報提供等をR7. 7に実施	[県民環境部] ・効果的で継続的な広報。 [警察本部] ・広報対象に応じた効果的な広報手段の検討。	企画振興部 県民環境部 警察本部
		15	○専門的知識又は技能を有する機関・団体等の情報共有及び連携強化 相談を受けた機関・団体等だけでは、そのニーズに応えることができない場合、専門的知識又は技能を有する機関・団体等に繋げるなど、情報の共有及び連携を強化。	[県民環境部] ・対象事案の認知なし。 [県警本部] ・犯罪被害者等の同意を得て、(公社)被害者支援センターえひめへ犯罪被害の概要等に関する情報を提供し、行政と民間が対応可能な範囲を相互に補い、共同して犯罪被害者等のニーズに則した支援を実施した。	[県民環境部] ・必要な支援を早期に行えるよう、普段から関係機関と連携し、情報共有を行える体制の構築。 [警察本部] 民間と行政の支援可能範囲を整理し、犯罪被害者等に必要な支援を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との平素からの連携。	県民環境部 警察本部
		16	○情報提供のためのパンフレット及びホームページ等作成 支援制度等についてパンフレットやホームページ等を作成して、情報提供を行う。	[県民環境部] ・支援メニューリスト(県・県警・市町・(公社)被害者支援センターえひめ)を作成し、相談体制の充実を図った。 ・支援金制度に係るリーフレットを作成し、制度の周知に努めた。 ・県ホームページにて作成啓発物、関連サイトや各種相談窓口等を掲載。 [県警本部] ・犯罪被害者等向けリーフレット、性犯罪被害者用リーフレット、交通事故死傷者用リーフレット、DV・ストーカー被害者用手引を作成。 ・県警ホームページにて各種相談窓口等を掲載。 ・県警X等のSNSにて犯罪被害者支援の啓発動画や各署の取組み等を掲載し、関連情報を提供。	・広報対象に応じた効果的な広報。	県民環境部 警察本部
		17	○男女共同参画センターにおける配偶者等からの暴力に関する相談及び情報提供等 様々な相談に応えるとともに、暴力の根絶を目指し、各種情報提供を行うほか、若年層の時期から、被害者にも加害者にも、そして傍観者にもならないよう、啓発を行う。	・暴力の根絶を目指し、DV・性暴力・配偶者等からの暴力の相談に応え、各種情報提供を行うとともに、デートDV・性暴力防止啓発講座等を行った。 (高校生・学生向け啓発講座を15回(予定含む)開催し、相談窓口に関するカード・リーフレット等を配布)	講座実施校拡大に向けた効果的な周知。	企画振興部
		18	○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援 性暴力被害に対する専門の相談窓口機能を持ち、適切な支援が可能なワンストップ支援センターとして、被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの回復に早期に対応。	・性暴力、性犯罪被害者に対するワンストップ窓口として、相談支援や医療・司法等に係る支援、警察・医療機関等への付添、相談員研修などを実施し、被害者の尊厳を守り、心身に受けた被害の軽減、当該影響からの早期対応を行った。	相談窓口及び相談電話(#8891)の認知拡大に向けた周知啓発の継続的な実施。	企画振興部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4～R7.11末)	課題等	所管
1. 相談、情報の提供等 (第14条)		19	○被害者連絡制度の運用 一定の事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続や支援制度、捜査状況、検挙状況等を事件担当捜査員が連絡。	・事件担当捜査員が一定の事件の犯罪被害者等に対し、刑事手続や支援制度、捜査状況、検挙状況等を連絡した。	・事案認知時からの関係各課との連携。	警察本部
		20	○犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の運用 犯罪被害者等の同意を得て、犯罪被害の概要等に関する情報を愛媛県公安委員会から指定を受けた犯罪被害者等早期援助団体(公社)被害者支援センター(えひめ)に提供して、支援に繋げる。	・犯罪被害者等の同意を得て、(公社)被害者支援センター(えひめ)へ犯罪被害の概要等に関する情報を提供し、行政と民間が対応可能な範囲を相互に補い、共同して被害者等のニーズに則した支援を実施した。	民間と行政の支援可能範囲を整理し、犯罪被害者等に必要な支援を迅速かつ適切に提供できるよう、関係機関との平素からの連携。	警察本部
1. 損害賠償の請求についての支援 (第15条)		21	○支援金(再提訴費用助成金)制度による支援 犯罪被害者等が損害賠償請求訴訟を提起し、加害者に対し損害賠償を命ずる確定判決を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払を受けることなく消滅時効が迫っている場合に、消滅時効成立前の再提訴費用を助成。	・対象事案の認知なし。	・支援を必要とする方への効果的な周知。	県民環境部
		22	○犯罪被害者等支援金制度の運用(一部再掲) 県及び市町が連携して犯罪被害者等への経済的支援を実施することにより、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る。	・重傷病見舞金3件、遺族見舞金1件、精神療養支援金1件、転居費用助成金1件を給付。	・市町と連携した体制の強化。	県民環境部
		23	○自動車税の課税保留制度の運用 自動車盗難被害にあった場合、当該自動車に係る自動車税種別割の課税保留制度が受けられる。	・所有している自動車が盗難被害に遭い、盗難届が受理されている場合は、申立てにより、当該自動車に係る自動車税種別割の課税の保留を行っている。	盗難による事例のみならず、知人等がその他の第三者に転貸して行方不明のものや、所有権留付自動車個人もしくは小規模事業者に売渡し、名義のみ残ってしまう事例が、若年層を中心に見受けられる。	総務部
		24	○カウンセリング費用の公費負担 性犯罪や殺人事件等の犯罪被害者等に対して、精神科医の診断や、臨床心理士等の面談に要した診療等の費用を公費負担。	[企画振興部] ・えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」において、性暴力被害者の心理的、身体的及び経済的負担を軽減し、心身の回復を図るための支援の一環として、精神科医・臨床心理士等を受診した際に要した診療、カウンセリング費用について公費負担を実施した。 [県警本部] ・性犯罪事件、殺人事件等において、犯罪被害者等の精神的被害の回復・軽減のため、精神科医等の診療やカウンセリングに要した費用等を公費負担した。	・関係課との連携及び対象者への制度教示の徹底。	企画振興部 警察本部
		25	○生活困窮者の自立に向けた支援 生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的な課題を解きほぐし、早期自立を図る。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立に関する相談・支援を通じ、相談者が抱える複合的な課題を解きほぐし、早期自立を図った。	—	保健福祉部
		26	○生活福祉資金貸付制度の運用 低所得者や高齢者、障がい者の生活を支えるため、生活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、低所得者や高齢者、障がい者の生活を支えるため、生活や就業時に必要な資金を無利子又は低利子で貸付。	—	保健福祉部
		27	○生活保護の実施 生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図る。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を図った。	—	保健福祉部
		28	○母子父子寡婦福祉資金貸付制度の運用 ひとり親家庭に対し、目的に応じた貸付を無利子又は低利子で行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、ひとり親家庭に対し、その経済的自立の支援と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、目的に応じた貸付を無利子又は低利子で行った。	—	保健福祉部
		29	○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援(再掲)	—	—	企画振興部

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4～R7.11末)	課題等	所管
2. 経済的負担の軽減 (第16条)	○犯罪被害給付等事務の運用 国から一時金として犯罪被害者等給付金等を支給するため、申請受理及び給付金等を支給するか否かを定める裁定のための調査を行う。	30		・適切な裁定及び申請業務の推進に努めた。 (裁定件数:2件、申請件数:3件)	・対象事案の遺漏なき把握と制度教示の徹底に資するための担当者等への教養の徹底。 ・県支援金の支給対象と重複する可能性を視野に入れた関係機関との連携。	警察本部
	○国外犯罪被害弔慰金等支給制度の犯罪被害者等への教示 国が行う国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、犯罪被害者等に教示。	31		・国が行う国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、担当者への教養を行い、対象事案認知時の適切な教示に資するよう努めた。	・対象事案が少ないことから、認知時の適切な対応に資する担当者等への教養の徹底。	警察本部
	○一時避難場所宿泊料の公費支出 自宅が犯罪現場となったこと等による居住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、ホテル等の宿泊施設に一時的に避難するための費用を公費負担。	32		・自宅が被害場所となったことによる居住困難な場合や、被害の未然防止等を図るため必要がある場合に一時避難場所を確保し、同宿泊料を公費負担することにより犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
	○診断書料・死体検案書料等の公費支出 事件を立証するために必要な診断書料や殺人等において司法解剖を実施した場合の死体検案書料等を公費支出。	33		・経済的基盤が特に脆弱な性犯罪以外の犯罪被害者等に対して、事件を立証するために必要な診断書料を公費にて支出した。 ※性犯罪被害者の診断書料は別途公費負担制度あり。 ・殺人事案等において司法解剖を実施した場合の死体検案書料等を公費にて支出した。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
	○司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出 遺体搬送費用及び遺体修復費(湯かん等)を公費負担。	34		・殺人等の被害により、司法解剖がなされた遺体について、遺体搬送費用及び遺体修復費(湯かん等)を公費にて負担した。	・適切な制度運用に資するべく、関係各課との連携が必要。	警察本部
	○ハウスクリーニング費用の公費支出 殺人等の犯罪被害現場となった自宅等のクリーニング費用を公費負担。	35		・殺人等の犯罪被害現場となった自宅等のクリーニング費用について予算措置を講じた。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
3. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)	○カウンセリング費用の公費負担(再掲)	36		—	—	企画振興部 警察本部
	○生活保護の実施(再掲)	37		—	—	保健福祉部
	○初診料等公費負担制度の運用 性犯罪被害者に対する初診料等を公費負担。	38		・性犯罪被害者に対する初診料等を公費にて負担した。	・対象事案の把握と、関係各課との連携。	警察本部
4. 安全の確保 (第18条)	○一時避難場所の確保(一部再掲)	39		[保健福祉部] ・DV加害者又はその関係者から危害を加えられるおそれがあること等による居住困難への対応や生命及び身体の安全を図るため、一時的に避難するための民間シェルターの確保を図った。 [警察本部][再掲] ・自宅が被害場所となったことによる居住困難な場合や、被害の未然防止等を図るため必要がある場合に一時避難場所を確保し、同宿泊料を公費負担することにより犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。	[保健福祉部] ・対象者の状況に応じて受入れが可能な民間シェルターの開拓。 [県警本部][再掲] ・対象事案の把握と、関係各課との連携。	保健福祉部 警察本部
	○児童虐待における相談及び一時保護 児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等により児童虐待(疑い含む)を把握した場合は、児童の安全確認を迅速に行い、児童を安全な生活環境下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を行う。	40		・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、児童相談所において児童虐待に係る通告・相談等により児童虐待(疑い含む)を把握した場合であって、児童の安全確認を迅速に行い、安全な生活環境下に置くことが適当と認められる場合は一時保護を行った。	—	保健福祉部
	○女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護 DV被害等の女性に関する様々な相談に応えるとともに、緊急の保護を必要とする困難な問題を抱える女性について、関係諸機関への移送等までの間及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保護を行う。	41		・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、DV被害等の女性に関する様々な相談に答えるとともに、緊急の保護を必要とする困難な問題を抱える女性について、関係諸機関への移送等までの間及び短期間の指導・援助を必要とする場合に一時保護を行った。	—	保健福祉部

③ 早期回復・生活再建に向けた支援

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点 施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4~R7.11末)	課題等	所管
4. 安全の確保 (第18条)		42	○県営住宅への優先入居 県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇。	・県営住宅への入居を希望する犯罪被害者等について、優先入居世帯とみなし、入居倍率を優遇している。	・支援等を必要とする方に対する効果的な周知方法の模索。	土木部
		43	○非常時通報要領の指導等再被害防止措置の推進 必要な助言を行うとともに、必要に応じて緊急通報装置を貸し出すなど必要な措置を推進。	・再被害防止のため必要があると認めた場合、緊急通報装置の貸し出しを行っている。	・長期間にわたる対応を要するため、対象者への説明と、支援の継続について定期的な検討を要する。	警察本部
		44	○地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進 地域警察官による訪問・連絡活動を希望した場合、住居地を受け持つ地域警察官が訪問し、適切な対応に努めた。	・事件の発生、被害状況を踏まえ、犯罪被害者等から、訪問・連絡の要望があった場合、住居地を受け持つ地域警察官が訪問し、適切な対応に努めた。	・被害者のニーズに則した適切な実施に資するべく、担当警察官等との連携。	警察本部
		45	○暴力団等による危害を未然に防止するための保護対策の推進 暴力団犯罪の被害者及び参考人等の安全を確保するため身辺警戒員を指定するなどして、保護対策を推進。	・暴力団犯罪の被害者及び参考人等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定するなどして、保護対策を行った。	・関係各課との連携。	警察本部
		46	○ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応 犯罪被害者等の安全確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、110番緊急通報システムへの登録等を迅速かつ的確に対応。	・緊急通報システム等について教示する等、被害の未然防止を図るとともに、事案発生時には、迅速かつ適切に対応した。	・関係各課との連携。	警察本部
		5. 居住の安定 (第19条)		47	○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—
48	○児童虐待における相談及び一時保護(再掲)			—	—	保健福祉部
49	○女性相談センターにおけるDV被害等に係る相談及び一時保護			—	—	保健福祉部
50	○県営住宅への優先入居(再掲)			—	—	土木部
51	○セーフティネット住宅を活用した民間賃貸物件の情報提供 セーフティネット住宅の制度周知と登録促進に努めるとともに、セーフティネット登録住宅の情報提供を行う。			・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、県居住支援協議会において、セーフティネット住宅の制度周知と登録促進に努め、住宅確保要配慮者へセーフティネット登録住宅の情報提供を行った。	・支援等を必要とする方に対する効果的な周知方法の模索。	土木部
6. 雇用の安定 (第20条)		52	○事業者等への理解の促進 犯罪被害者等支援についての県民意識の醸成に向けたシンポジウム等を通じて周知・啓発を行う。	・事業者向けリーフレットを愛媛労働局や中小企業団体中央会を通じ県内企業や団体へ周知。 ・研修会等で事業者の責務を紹介。	・効果的に継続的な広報。	県民環境部
		53	○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		54	○ひとり親家庭の自立に向けた支援 就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行う。	・犯罪被害者等支援に特化したものではないが、ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格取得のために要した費用の一定額を負担する制度により、自立に向けた支援を行った。 (ひとり親家庭に対する支援を目的としているため、その理由が犯罪被害かどうかは把握していない)	—	保健福祉部
7. 日常生活の支援 (第21条)		55	○総合的対応窓口における日常生活上の相談支援 犯罪被害により生じた生活上の困りごとに対して、ニーズに合った提供可能な行政サービスに繋げる。	・相談者が必要とする支援を聞き取り、必要に応じ関係機関へ繋いでいる。	・関係機関との一層の連携。 ・支援を必要とする方への効果的な周知。	県民環境部
		56	○生活困窮者の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		57	○ひとり親家庭の自立に向けた支援(再掲)	—	—	保健福祉部
		58	○えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」における支援(再掲)	—	—	企画振興部
		59	○スクールカウンセラーによる相談支援 スクールカウンセラーを県内公立中学校に配置するとともに、県内全ての公立小・中学校に派遣できる体制を整え、教育相談体制を充実し、犯罪被害者等の支援を行う。	・スクールカウンセラーを県内公立中学校に配置するとともに、県内全ての公立小・中学校に派遣できる体制を整備した。令和6年度の相談件数は延べ17,325件(令和7年度の実績は令和8年3月末に判明)であり、児童生徒の悩みや不安等に丁寧に対応している。	・中学校における相談希望が多く、小学校に訪問する時間を十分に確保できないこと。	教育委員会

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針 実施状況

重点施策	具体的施策	No.	具体的な取組	左記取組に対する実績 (R7.4～R7.11末)	課題等	所管
④ 県民の理解の増進	1. 県民の理解の増進 (第22条)	60	○県民等に向けた犯罪被害者等支援の広報・啓発 各種イベント会場等において、広報媒体を活用するなど犯罪被害者等支援について広報・啓発活動を推進。	[県民環境部] ・犯罪被害者月間を契機に、県民に対し、犯罪被害者等支援の必要性について関心と理解を深めてもらうため、ロビー展(11/26～11/28)・デジタルサイネージ(11/1～12/1)を実施。 ・(公社)被害者支援センター主催のイベント等を捉え、県作成の広報物を活用し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。 [県警本部] ・県警主催のイベントや各種広報活動の中で被害者支援の活動を周知するための広報を実施したほか、県警ホームページに相談窓口や各種施策等を掲載し周知に努めた。 (県警音楽隊ブロンナードコンサートにてミニ講話及びチラシ配布、東・南予におけるふれあいコンサートにてチラシ配布、11/1～12/1:犯罪被害者月間にあわせチラシ配布、パネル展等、ほか)	・効果的で継続的な広報手段の精査及び、民間団体等と連携した広報活動の計画。	県民環境部 警察本部
		61	○条例普及啓発事業の実施 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について県民の理解を深めるため、シンポジウム等を通じて周知・啓発を行う。	・研究会やイベント等を通じ、県作成の広報物を配布し、犯罪被害者等支援について普及啓発を推進。	・効果的で継続的な広報。	県民環境部
		62	○人権啓発センターにおける出前講座等の実施 各種団体や企業・国・県・市町が行う研究会や会議等に犯罪被害者の人権問題に係る講師を紹介し、身近な人権課題を学ぶ出前講座等を実施。	・各種団体や企業・国・県・市町が行う研究会や会議等に犯罪被害者の人権問題に係る講師を紹介し、身近な人権課題を学ぶ出前講座等の体制を整備している。	—	県民環境部
		63	○消費者教育の実施 消費生活情報の提供を行い、悪質商法等による被害の防止に努める。	・愛媛大学との連携講座やロビー展、産業まつり等で消費生活情報の提供を行い、悪質商法等による被害の防止に努めた。	—	県民環境部
	2. 学校における教育 (第23条)	64	○生徒等を対象とした啓発リーフレットの作成・配布 犯罪被害者等支援条例の基本理念や各種支援制度の紹介を通じて犯罪被害者等への支援の必要性について理解を深めるための啓発リーフレットを作成し、配布。	・犯罪被害者月間を契機に、教育委員会と連携し、小中学生を対象としたチラシを作成し県内の小中学校に配布する他、高校生に対しては犯罪被害者等に対する理解を深めるための広報物を紹介する通知を行った。また、大学校内にポスターを掲示。	・対象者を広げ、理解を深めるため、効果的で継続的な広報。	県民環境部
		65	○犯罪被害者等の課題に関する人権教育の推進 人権啓発指導員を講師として県内小・中・高等学校に派遣し、デートDVや犯罪被害者への風評被害、ストーカー被害等の若者を取り巻く人権課題に関する講座を実施。	・人権啓発指導員を講師として県内小・中・高等学校に派遣し、デートDVや犯罪被害者への風評被害、ストーカー被害等の若者を取り巻く人権課題に関する講座を実施する体制を整備している。	—	県民環境部
		66	○生徒等を対象とした「命の授業」の開催 犯罪被害者遺族を講師とした講演会「命の授業」(全国的には「命の大切さを学ぶ教室」)を開催。	・県内の高校において、犯罪被害者遺族を講師とした講演会「命の授業」(全国的には「命の大切さを学ぶ教室」)を開催した。 (開催校:8校)	・講師、(公社)被害者支援センターえひめ、県教育委員会及び開催校等との連携。	総務部 教育委員会 警察本部
		67	○スクールガーディアンズ派遣事業 緊急支援として臨床心理士を中心としたサポートチーム(心のレスキュー隊)を派遣し、二次被害や二次加害を防止し、学校が適切な対応がとれるように、学校コミュニティを支える。【心のレスキュー隊】 学校では対応しきれない事案が発生した時、専門家を派遣し、専門的な立場から適切かつ迅速に対処し、学校による早期解決を支援。【学校トラブルサポートチーム】	・令和7年度より、警察と学校管理職OB等で構成する学校問題解決支援チームが様々な問題に対応する相談窓口となる体制を構築しており、新たに設置した性被害対策アドバイザーとともに、心のレスキュー隊やスクールロイヤーといった各専門家と連携することで、問題解決に繋げている。 ・対応例としては、学校コミュニティを支え、学校が適切な対応がとれるように、臨床心理士を中心としたサポートチーム(心のレスキュー隊)を派遣し、二次被害や二次加害を防止する体制を整えた。また、専門的な立場から適切かつ迅速に対処し、学校による早期解決を支援するため、学校では対応しきれない事案が発生した時、専門家を派遣する体制を整えた。	—	教育委員会
		68	○犯罪被害者等の人権教育の推進 教職員をはじめ指導者向けの基礎資料を作成し、学校等における犯罪被害者等の人権に関する学習に活用。	・県内外の講師を招聘する教職員対象の研修会で、「性に関する指導」について解説する際、「生命(いのち)の安全教育」資料の活用について紹介。(12月18日) ・教職員をはじめ指導者向けに作成した基礎資料を、学校等における犯罪被害者等の人権に関する学習に活用するよう各種研修会等で周知している。 ・知事部局が所管するデートDV・性暴力防止に関する研修及び講座について、各学校に周知している。	・校内の連携体制の整備 ・関係機関との連携	教育委員会
		69	○生徒等を対象とした作文コンクール等への応募 「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール及び「犯罪被害者週間の標語」への募集協力を通して、犯罪被害者等への理解を深める。	・「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール及び「犯罪被害者週間の標語」への募集協力を通して、犯罪被害者等への理解を深めた。	・講師、(公社)被害者支援センターえひめ、県教育委員会及び開催校等との連携。	警察本部

資料 4

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針
の一部改訂について

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針の一部改訂 概要

1 指針について

犯罪被害者等の被害の軽減並びに生活の再建を図り、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目指し、愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、県の犯罪被害者等に対する支援の基本的な考え方や施策の方向性等を示すものとして、令和6年3月に策定。

2 改訂概要

国の有識者検討会による「地方における途切れない支援の提供体制の構築」の提言を受け、本県の支援体制の強化策として、令和8年4月から運用する「愛媛県多機関連携支援調整会議の開催」を具体的施策に追加。

施行は、同会議運用開始の令和8年4月。

○目次（抜粋）

はじめに

第1章 指針の基本的な考え方

第2章 基本方針と支援施策の体系

第3章 具体的施策

重点施策1 総合的な支援体制の整備

1 推進体制の整備（第10条）

○具体的施策（抜粋）

重点施策	具体的施策	
1. 総合的な支援体制の整備	1 推進体制の整備(第10条)	愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置
		愛媛県多機関連携支援調整会議の開催
		(省略)
2. 相談・情報提供の実施		(省略)
3. 早期回復・生活再建に向けた支援		
4. 県民の理解の増進		

追加

3 スケジュール

時期	内容
令和8年2月	・パブリック・コメント実施
令和8年3月	・指針改訂（4月施行）
令和8年4月	・改訂後の指針の公表 ・愛媛県多機関連携支援調整会議 運用開始

愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針(抜粋) (案)

愛媛県では、愛媛県犯罪被害者等支援条例に基づき、
犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に推進するため、
「愛媛県犯罪被害者等の支援に関する指針」を策定しました。

令和6年3月策定
(令和8年4月一部改訂)
愛媛県

第3章 具体的施策

重点施策1 総合的な支援体制の整備

1 推進体制の整備(第10条)

現状・課題

犯罪の種類や加害者との関係、家族構成や経済状況などにより、犯罪被害者等が置かれている現状は様々であり、個々の状況に応じた支援が求められます。加えて、事件発生からの時間の経過とともに必要な支援は変遷していきます。

犯罪被害者等にとっても、関係機関の間でも、必要となる支援策がどこにあるのか分かりにくいのが現状です。

また、犯罪被害者等にかかる総合的対応窓口が県及び20市町に設置されていますが、更なる取組の充実が求められています。

施策の方向性

国、市町、民間支援団体等と連携し、普段から関係する機関が相互連携する体制を整えるよう努めるとともに、犯罪被害者等が受けた被害の回復に向けた支援取組の早期開始及び被害の軽減並びに生活の再建を図るためには、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する市町の役割が大きいため、市町に対して、条例の制定も含め、犯罪被害者等支援推進に役立つ情報提供等を行うなど、必要な施策を推進します。

具体的施策

具体的施策	事業内容	所管
愛媛県犯罪被害者等支援推進会議の設置	犯罪被害者等の支援施策を計画的に推進するため、犯罪被害者等家族や有識者等で構成する愛媛県犯罪被害者等支援推進会議を設置します。	県民環境部
愛媛県多機関連携支援調整会議の開催	犯罪被害者等が求める多岐にわたるニーズを把握し、県、県警、(公社)被害者支援センターえひめ、市町その他の関係機関等が連携して、一元的かつ途切れることのない支援を提供するため、支援内容について協議を行う多機関連携支援調整会議を開催します。	県民環境部

総合的対応窓口の運用	犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部署や関係機関・団体に関する情報提供を行うなど、総合的対応窓口（県、20市町に設置）の充実を図ります。	県民環境部
「被害者支援ノート」を活用した相談・支援体制の充実	「被害者と相談窓口担当者」や「関係機関の担当者間」の速やかな情報共有を図り、必要な支援の実施、適切な窓口への案内を行うため、「被害者支援ノート」の作成と運用方法を検討します。	県民環境部
愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会の設置	犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、関係する行政機関、民間団体等が緊密な連携と相互協力を図ることによって、犯罪被害者等のニーズに即応した各種の支援活動を推進することを目的として、情報交換や広報啓発活動等を行います。	警察本部
犯罪被害者支援班員の運用	専門的な支援が必要とされる事案に対し、警察署等で指定された班員が継続的な支援を実施します。	警察本部



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

第5次犯罪被害者等基本計画（案）におけるポイント

令和7年11月
犯罪被害者等施策推進会議
資料

① 途切れない支援の提供体制の整備・充実【重点課題2・4】

〔課題〕 ◆ 支援制度の拡充は図られてきたものの、被害からの時期、居住場所等に応じて、犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援を一元的に適切に提供できず、広域連携が必要

実態把握・調査

➢ 支援制度の利用状況の実態把握

➢ 被害からの経過に応じた支援ニーズ調査

ワンストップサービス体制の構築

➢ 犯罪被害者等支援コーディネーターの養成・活動支援等の運用面での支援

➢ 都道府県に対する財政面での支援

➢ 中長期的支援も見据えた「被害者手帳」の作成・交付及び支援経過の「カルテ化」の実施

➢ 既存の社会保障等の制度の活用促進

③ 犯罪被害者等の損害回復【重点課題1】

〔課題〕 ◆ 加害者による損害賠償の履行の促進

➢ 被害者等に対する加害者処遇における取組

➢ 被害者等に対する被害者等からの情報開示手続、第三者からの情報取得手続の利活用の周知

➢ 損害賠償の履行に向けた個々の実情に沿った助言・指導

➢ 時効更新・執行における負担軽減

➢ 財産開示手続、第三者からの情報取得手続の利活用の周知

➢ 民事法制度に関する諸外国調査
➢ 諸外国における損害賠償請求権に関する法制度の実体面についての調査の実施

支援機関の体制充実

➢ 都道府県警察への指導・好事例紹介・課題の情報共有

➢ 地方公共団体の条例の制定・改正等の取組に資する協力

➢ 犯罪被害者等支援弁護士制度の体制確保・運用の充実

➢ インターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実

➢ 海外で犯罪被害に遭った邦人への情報提供の拡充及び必要な司法手続等への支援の在り方の検討

④ 経済的支援【重点課題1】

〔課題〕 ◆ 犯罪被害者等の経済的負担の軽減

➢ 制度の平準化・適正運用

➢ 公費負担制度の全国回水準・柔軟な運用のための指導

➢ 医療・生活・教育・納税の各分野にわたる社会保障等の制度における被害者への配慮した運用

➢ 犯罪被害者等に対する損害賠償の履行の促進

➢ 返給付制度の活用
➢ 見直しの要望を踏まえた医療等の実態把握

➢ 債権管理の過程における犯罪被害者等への配慮の取組

➢ 諸外国調査
➢ 支援内容、財源、予算規模、関連諸制度等の調査の実施

② 犯罪被害者等を支える気運醸成【重点課題1・5】

〔課題〕 ◆ 犯罪被害者等の置かれた状況についての国民の理解増進は今なお途上

広報啓発の強化

➢ 「犯罪被害者週間」の月間化

➢ シンボルマーク（ギョットちゃん）の普及促進

➢ 広報手法・媒体の多様化（ウェブサイト・SNS、街頭広告等の活用）



被害回復のための休暇制度

➢ 民間企業における導入促進

➢ 国の行政機関における既存の休暇制度等の活用・周知等

⑤ 刑事手続等への関与拡充【重点課題3】

〔課題〕 ◆ 公判前整理手続への関与
◆ 被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等への配慮
◆ 医療観察対象事件への関与

刑事手続の基本構造や医療観察法の目的等も踏まえた多角的な検討

第5次犯罪被害者等基本計画（案）について

第5次犯罪被害者等基本計画（案）の検討経緯及び今後のスケジュール

- 令和6年7月～令和7年9月
犯罪被害者等、支援団体等からの意見・要望の聴取
基本計画策定・推進専門委員等会議
- 令和7年11月頃
計文案文のパブリックコメント
- 令和7年12月～令和8年1月頃
基本計画策定・推進専門委員等会議
- 令和8年3月
閣議決定
- 令和8年4月～令和13年3月（5か年）
第5次犯罪被害者等基本計画期間

第5次犯罪被害者等基本計画（案）の構成

I 第5次基本計画の策定方針及び計画期間

- ・計画策定のためのプロセス等
- ・計画期間

II 基本方針

- 〔4つの基本方針〕
- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
 - ② 個々の事情に応じて適切に行われること
 - ③ 途切れることなく行われること
 - ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

III 重点課題及び具体的施策

IV 推進体制

- 犯罪被害者等のための施策が全体として効果的・効率的に実施されるための具体的施策

IV 重点課題及び具体的施策 〔5つの重点課題〕

- 重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組**
- 第1 現状認識と具体的施策の方向性**
- 第2 具体的施策**
- 1 犯罪被害者等の損害回復に関する施策
 - 2 犯罪被害者等への経済的支援等に関する施策
- 重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組**
- 第1 現状認識と具体的施策の方向性**
- 第2 具体的施策**
- 1 精神的・身体的被害からの回復に関する施策
 - 2 更なる精神的被害（二次的被害）の防止に関する施策
 - 3 再被害の防止等の安全確保に関する施策
- 重点課題第3 刑事手続等への関与拡充への取組**
- 第1 現状認識と具体的施策の方向性**
- 第2 具体的施策**
- 1 捜査、公判等の段階における関与等に関する施策
 - 2 加害者の処遇段階における関与等に関する施策

各重点課題の「現状認識と具体的施策の方向性」には、当該重点課題に関し、犯罪被害者等が置かれた状況や、これまでの施策の歩みを振り返った上で取り組むべき課題・施策の方向性といった総論的事項を記載

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

第2 具体的施策

- 1 各関係機関・団体における体制の充実に関する施策
- 2 関係機関・団体等の連携及び支援等の情報提供に関する施策
- 3 民間の団体による活動への援助に関する施策
- 4 人材育成及び調査研究に関する施策

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

第1 現状認識と具体的施策の方向性

第2 具体的施策

- 1 学校をはじめとする教育活動の推進に関する施策
- 2 国民に向けた広報啓発に関する施策